

## 北海道告示第10152号

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第11項において準用する同条第7項の規定により、水資源保全地域の指定を解除しようとする区域を、北海道総合政策部計画局土地水対策課及び北海道石狩振興局地域創生部地域政策課に備え置いて、令和4年2月21日までの間、縦覧に供する。

なお、指定を解除しようとする区域の住民及び利害関係人は、同日までの間に、縦覧した案について知事に意見書を提出することができる。

令和4年2月8日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 名 称 石狩市床丹地区水資源保全地域
- 2 解除の区域 平成24年北海道告示第571号により指定した指定番号第4号の区域の全部（石狩市床丹地区水資源保全地域区域図に示すとおり）
- 3 解除の日 令和4年4月1日（予定）

（石狩市床丹地区水資源保全地域区域図は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部計画局土地水対策課及び北海道石狩振興局地域創生部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。）